

三重大学『科学的地域環境人材』資格取得のための学習要項(S)

○まえがき

『科学的地域環境人材』育成事業は、「環境を科学的に判断・評価し新しい環境価値を創造しつつ、地域で活躍できる人材」を育成することを目的として環境教育を行い、その学習結果が目標基準を満たしたことを証するために、三重大学「国際環境教育研究センター」(以下センター)が『科学的地域環境人材』資格(以下「当該資格」という)を認定・発行する事業である。

この学習要項は、企業・自治体職員／社会人(以下「受講者」という)が当該資格を取得するための学習要件などを示したものである。

1. 科学的地域環境人材 2つの資格

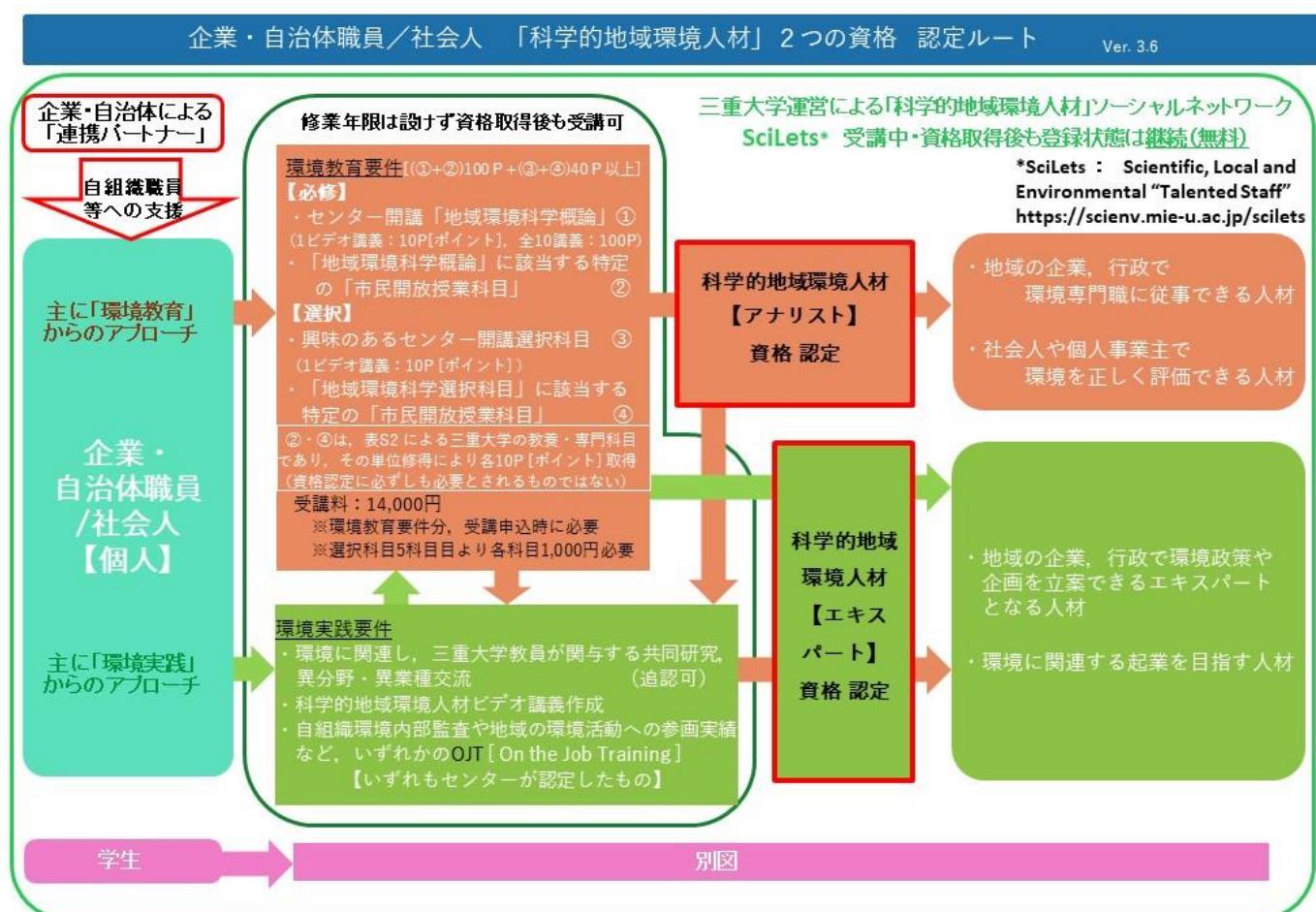


図 S 1 『科学的地域環境人材』 2つの資格

三重大学『科学的地域環境人材』資格には、図S1のように「アナリスト」と「エキスパート」の2つの資格がある。

「アナリスト」資格は、環境教育要件を満たすことにより取得することができる。

「エキスパート」資格は、環境教育要件と環境実践要件の両方を満たすこと（満たす順序には関わらない）により取得することができ、「アナリスト」資格を包含する。

従つて、当初「アナリスト」資格を目指していた受講者がその取得後、環境実践要件を満たすことにより「エキスパート」資格を取得することができ、その後は「エキスパート」と称する。

また「アナリスト」資格を目指していた受講者がその途中で環境実践要件を満たし、さらに環境教育要件を満たすことにより「エキスパート」資格を取得することができる。

あるいは、当初から環境実践要件に主眼を置いて活動しこれを満たしたのち、環境教育要件を満たした受講者はその時点で「エキスパート」資格を取得することができる。

2. 資格の保持

一度「アナリスト」あるいは「エキスパート」資格を取得した受講者は、その後資格取得要件が変わっても、次の資格保持要件を満たす限り、当該資格はそのまま保持される。

『資格保持要件』：資格取得後は、サイレツ（ここでは SciLets ポータルサイトを指す）に加入を継続し（特に届け出不要）、その情報を活用し、世界情勢や国内外法令などの状況に合わせ、当学習システムなどをを利用して知識をアップデートすること。

その結果、一度取得した「アナリスト」あるいは「エキスパート」資格は、サイレツの登録が継続されている限り有効である。

なお、資格取得以前に、個人が資格取得のために積み増した学習結果であるポイント数は、上記『資格保持要件』と同等な状況において保持される。

3. 学期、環境教育要件および環境実践要件の修業期間

当該資格は、本事業に加入時点（申込時点）の学期（各年度前期：4月1日～9月30日、および後期：10月1日～翌年3月31日）の学習要項の資格取得要件が満たされることにより取得される。なお、取得要件が改訂されるのは、各学期の開始時点である。

当該資格の環境教育要件および環境実践要件の修業年限は特に設けない。

本事業に加入した時点（申込時点）の学期の資格取得要件を満たした後、資格取得申請をもって資格を取得することができる。

三重大学（正規課程）及び大学院に入学した場合、在学期間の資格取得要件は「三重大学学生用」学習要項(G)によるが、その後さらに三重大学を卒業または大学院を修了した後の資格取得要件は、卒業または修了の時点から、最初に本事業に加入した時点（社会人時）の「社会人用」学習要項(S)の資格取得要件が適用されるものとし、卒業・修了後に資格取得の要件を積み増して資格取得を目指すためには、それまでに修得した環境教育要件および環境実践要件の達成状況を合算することができる。ただし、三重大学に入学以前に社会人として支払った費用については返金しない。

4. 環境教育要件

4.1 センター開講「地域環境科学」科目群（全てビデオ講義）と各科目のポイント

環境教育要件は、基本的に、センター開講「地域環境科学」科目群（全てビデオ講義）の学習により、以下に記載する必要ポイント数を取得することにより満たされる。

受講者が当該資格（特に指定しない限り、「アナリスト」と「エキスパート」資格いずれをも指すものとする）

を取得しようとする場合、センター開講「地域環境科学」科目群のうち、表S 1 に示す地域環境科学必修科目 100 ポイント（1.5 時間の 10 科目のビデオ講義をまとめて「地域環境科学概論」と呼ぶ：全てビデオ講義）と、別紙「開講科目一覧」に示す地域環境科学の中の選択科目（全てビデオ講義）を 40 ポイント以上、合計 140 ポイント以上を取得する必要がある。

なお各科目とも、1 科目は 1.5 時間のビデオ講義を標準とし、その修得により受講者にはそれぞれ 10 ポイントが付与される。

選択科目の受講には、あらかじめ申請を必要とする。選択科目 4 科目までの受講料は、初期登録時の課金に含まれるが、同時に選択受講科目名の申請を行う。さらに 5 科目目以降の選択科目については、必要に応じ別途申請と受講費用が発生する。

4.2 地域環境科学関連「市民開放授業科目」（資格認定に必ずしも必要とされるものではない）

表 S 2 に指定される特定の三重大学教養教育科目または専門教育科目（大学院の科目を含む三重大学の学生のための講義）は、地域環境科学関連「市民開放授業科目」として登録されているので、その修得により、別紙記載「開講科目一覧」に規定する「地域環境科学」科目群の特定科目、あるいは当該分野の選択科目 1 科目分と同等の科目を修得したものと認め、表 S 2 により規定される「地域環境科学」のポイント（特に定めない限り 1 科目 10 ポイントとする）を取得することができる。

5. 環境実践要件

環境政策・企画の立案ができる『科学的地域環境人材』育成のために、実践的教育「On the Job Training」を重視し、下記のいずれかの環境実践を「エキスパート」資格の取得要件とし、センターが認定する。

(1) 環境に関連する共同研究、異分野・異業種交流の実践

三重大学教員が関与する、環境に関連する共同研究、異分野・異業種交流に携わり、そのテーマが当該教員の申告とセンターの認定により「三重大学の環境研究」に登録された場合（研究・交流実施の時期が過去のものも含む）。

(2) 『科学的地域環境人材』育成事業におけるビデオ講義の作成

受講者が組織において、あるいは個人的に環境実践を行っており、本事業の関連する「地域環境科学小委員会」の承認の下に、『科学的地域環境人材』育成事業におけるビデオ講義を作成した場合。

(3) 連携パートナー組織における ISO14001 等環境管理内部監査員活動

受講者が所属する組織（連携パートナーであることが必要）の事業活動や、組織が実践する社会貢献活動の中で、環境の取り組みを 2 年以上行い、組織がその事実の下に推薦し、センターが認定した場合。

表S 1 域環境科学必修科目とポイント（10の基礎分野の概論：計100ポイント：全てビデオ講義）

分野		講義名	ポイント数
01	環境問題・環境評価法	環境問題・環境評価法 概論	10ポイント
02	エネルギー技術	エネルギー技術 概論	10ポイント
03	環境配慮技術	環境配慮技術 概論	10ポイント
04	環境管理・ESD・SDGs	環境管理・教育啓発 概論	10ポイント
05	環境関連法・行政	環境関連法・行政 概論	10ポイント
06	大気・水と食の健康リスク	大気・水と食の健康リスク 概論	10ポイント
07	自然環境保護・生物多様性	自然環境保護・生物多様性 概論	10ポイント
08	気候変動問題	気候変動問題 概論	10ポイント
09	コミュニティ&インバウンド	コミュニティ&インバウンド 概論	10ポイント
10	環境経済・経営,ESG	環境経済・経営 概論	10ポイント

表S 2 地域環境科学関連 市民開放授業科目とポイント（資格認定に必ずしも必要とされるものではない）

	学部等	授業科目	担当教員	開講 (曜日,時限)	「地域環境科学」科目群における ポイント付与特定科目		ポイント数
					分野	講義名	
前期	教養教育院	環境科学（ISO環境管理学）	立石一希	月1・2限	04	環境マネジメントシステム基礎	10ポイント
		環境学F（水質・大気の環境化学）	金子聰	月5・6限	06	環境配慮技術（選択科目1科目）	10ポイント